

民自議院第七号

昭和二十四年八月三十一日

民主自由党幹事長 廣川弘禪印  
増田官房長官殿

甘藷の統制整理に関する申入れ

本年度の甘藷の生産事情、配給事情並に食糧特別会計の繰  
作能力等を考慮し甘藷の統制の整理をはからば度方申入れる。

記

甘藷の統制整理に関する件 民主自由党

- 一、政府は九月下旬に於て甘藷の統制を解除して自由販賣を認  
める。但し政府の購入する価格は別に之を定めらるも法的強制は行はず。  
二、供出事前割当数量たる七億四千三百万貫に付ては、生産者は政府  
に賣渡す義務あるものとし政府は公定価格を以て之を買上げる。

三、おの内四億三千万貫は主食との総合配給用に充当し残り三億  
一千三百万貫はアルコール用澱粉工業用等に配給すること従来  
の方針通りとする。

四、超過供出分に付ては六千万貫を限度として政府の定めた價格の

二、二五倍に相当する價格で政府は買上げる。

五、早期供出分については奨励の趣旨を加味して買上げ従来政府の方  
針通り一定の割増の價格で買上げる。

六、政府は供出に對して月別道府縣別出荷割当を為し平均供出を  
促進する様指導すると共に各道府縣市町村間の公平を期すること  
とする。

七、本要綱は食糧法第二條に基く政令の改正に依つて措置するも  
のとする。